

船橋市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、確認検査に関し必要な事項を定める。

(検査等実施方法)

第2条

1 一般検査

(1) 実施計画の策定

毎年度、実施計画を策定する。

(2) 検査実施通知

検査対象事業者への検査実施通知は、実施の概ね1月前までに【別紙様式1】により行うものとする。

(3) 検査実施

① 報告の徴収

届出事項の内容について書類等の提出を求め確認するとともに、業務管理体制の整備・運用状況を確認する。

② 改善指導

①の業務管理体制の報告で不備が認められた場合、事業者から運用状況等を聴取する。また、状況に応じ改善報告を求める。

なお、①及び②については、事業者側に出向き実施しても差し支えない。ただし、これは報告の徴収であり立入検査ではないことに留意する。

③ 立入検査の実施

②で業務管理体制の改善を求めたにもかかわらず、改善が見込まれない場合、事業者本部等への役員との面談方式で立入検査を実施し運用状況を検証する。

(4) 検査結果の報告

【別紙様式3-1】により検査報告書を作成し、所属長に報告する。

(5) 検査の結果通知

立入検査を実施した事業者に対して、整備・運用状況を確認の上、特に改善を要する事項がない場合は、検査終了時に結果通知に替えて、口頭でその旨を伝えることとする。

(6) 改善勧告の実施等

立入検査を実施した結果、改善を必要とする事項が認められた場合は検査会議を開催し、改善勧告の内容等を検討のうえ、【別紙様式4】により「改善勧告」文書を交付し、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。

- (7) 改善報告に係る対応について報告聴取
報告のあった内容を確認し、改善措置が不十分な場合は、再検討を要請する。
- (8) 改善命令の実施等
勧告に係る措置をとらなかったときは、【別紙様式5】により「改善命令」文書を交付し、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
- (9) 特別な措置
状況に応じて指定事業所等への立入検査を実施し、実態を検証する（(3)の③の時点で検証している場合には、この限りではない。）

2 特別検査

- (1) 報告の聴取等
指定事業所等の指定取消処分相当事案発覚の報告を受け、連携を密にして速やかに対応する。
- (2) 立入検査実施通知
検査対象事業者へ【別紙様式2】により検査の実施を通知する。（文書通知が必須ではない。また、実効性の観点から通知していない場合は、立入時に告知。）
- (3) 立入検査実施
 - ① 業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、指定事業所等の指定取消処分相当事案が業務管理体制におけるいずれの要素の欠如または不十分に起因して発生したものであるかを検証する。
 - ② 指定事業所等の指定取消処分相当事案に関し事業者の組織的関与の有無を検証する。
- (4) 検査結果報告
【別紙様式3-2】により検査報告書を作成し、改善勧告の内容等を検討する。
- (5) 改善勧告の実施等
【別紙様式4】により、改善勧告文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
- (6) 改善勧告に係る対応について報告聴取
内容を確認して、改善措置が不十分な場合は、再検討を要請する。
- (7) 改善命令の実施等
勧告に係る措置をとらなかったときは、【別紙様式5】により「改善命令」文書を交付し、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年10月1日から施行する。

【別紙様式1】（一般検査実施通知）

第 号
年 月 日

会社（法人）名
代 表 者 名 様

船橋市長 印

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について（通知）

上記のことについて報告等を求めることとしたので、下記のとおり、関係書類の提出をお願いします。

記

- 1 報告等の根拠規定
障害者総合支援法第51条の3、第51条の32
児童福祉法第21条の5の27、第24条の39
- 2 提出書類
・別添「業務管理体制報告書」及び添付書類
(注) 追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 3 書類の提出方法
郵送又は電子メールによる送付
- 4 提出期限
年 月 日 ()

【別紙様式2】(特別検査実施通知)

第 号
年 月 日

会社(法人)名
代 表 者 名 様

船橋市長 印

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について(通知)

貴社に係る標記検査を実施することとしたので、通知します。

記

- 1 立入検査の根拠規定
障害者総合支援法第51条の3、第51条の32
児童福祉法第21条の5の27、第24条の39
- 2 立入検査の日時及び場所
年 月 日()
会社(法人)本社(部)内
- 3 検査担当者
職員〇名
- 4 立入検査の内容
 - ① 業務管理体制の運用実態を検証(届出に関する書類等を基に役職(経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役員)からの状況聴取)
 - ② 指定事業所の不正事案に関すること
- 5 準備する書類
 - ① 届出事項の内容について確認ができる書類
 - ・業務管理体制の全体像
(方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況)

- ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容※
- ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容※

（※印は、義務付けされている事業者のみ。）

② 不正事案発生指定事業所に関するもの

（注）準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。また、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【別紙様式 3 - 1】（一般検査結果報告書）

業務管理体制確認検査報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日時	〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇：〇〇～〇：〇〇
検査担当者名	

<報告概要>

届出状況	運用状況	今後の対応方針（改善事項）

※参考資料を添付すること。

【別紙様式 3 - 2】 (特別検査結果報告書)

業務管理体制立入検査結果報告書

検査実施事業者名	
事業者側立会者	
検査実施日時	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇 : 〇〇 ~ 〇 : 〇〇
検査担当者名	

<報告概要>

検査結果の総評	今後の対応方針	改善勧告
		<input type="radio"/> する <input type="radio"/> しない

※参考資料を添付すること。

【別紙様式4】(改善勧告)

第 号
年 月 日

会社(法人)名
代 表 者 名 様

船橋市長 印

業務管理体制の整備について(勧告)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第51条の3、第51条の32及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の27、第24条の39の規定に基づき、 年 月 日に実施した検査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の27、第34条の61及び児童福祉法施行規則第18条の37、第25条の26の8に従って適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、障害者総合支援法第51条の4、第51条の33及び児童福祉法第21条の5の28、第24条の40条の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、勧告に係る期限までに、勧告に従わなかったときは、障害者総合支援法第51条の4第2項、第51条の33第2項及び児童福祉法第21条の5の28第2項、第24条の40第2項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、障害者総合支援法第51条の4第3項、第51条の33第3項及び児童福祉法第21条の5の28第3項、第24条の40第3項の規定に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、障害者総合支援法第51条の4第4項、第51条の33第4項及び児童福祉法第21条5の28第4項、第24条の40第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

1 事業者名

2 勧告理由

3 勧告事項

4 改善期限 年 月 日 ()

5 改善報告書の提出

- (1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。
- (2) 提出期限 年 月 日 ()
- (3) 改善状況を確認するために、場合によっては、本社（本部）又は事業所等を訪問すること等があります。

(別添)

勧告事項改善報告書

年 月 日

船橋市長 あて

法人名 _____
所在地 _____
代表者名 _____

年 月 日付け 第 号により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勧告事項	改善結果（具体的に記入）	備考

※ 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

【別紙様式5】(改善命令)

第 号
年 月 日

会社(法人)名
代 表 者 名 様

船橋市長 印

業務管理体制の整備について(命令)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第51条の4、第51条の33及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の28、第24条の40の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、障害者総合支援法第51条の4第3項、第51条33第3項及び児童福祉法第21条の5の28第3項、第24条の40第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、障害者総合支援法第51条の4第4項、第51条の33第4項及び児童福祉法第21条の5の28第4項、第24条の40第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

1 事業者名

2 命令事項

3 改善期限 年 月 日()

4 改善報告書の提出

(1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

(2) 提出期限 年 月 日()

(3) 改善状況を確認するために、場合によっては、本社（本部）又は事業所等を訪問すること等があります。

5 教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(別添)

命令事項改善報告書

年 月 日

船橋市長 あて

法人名 _____
所在地 _____
代表者名 _____

年 月 日付け 第 号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

命令事項	改善結果（具体的に記入）	備考

※ 備考欄は、命令のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。